

社 援 施 第 9 号
平成 12 年 2 月 17 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長
厚生省社会・援護局施設人材課長
厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長
厚生省児童家庭局企画課長

措置費（運営費）支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について

社会福祉法人の会計については、平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」（以下「会計基準」という。）をもって示されたところであるが、措置費支弁対象施設が会計基準を適用するに当たっては、以下のとおり取り扱うこととしたので了知願いたい。

ただし、保育所運営費に係る取扱いについては、別途通知されることとしているので申し添える。

1 措置費（運営費）（以下「措置費等」という。）の取扱いについて

措置費等支弁対象施設については、その措置費等の取扱いについて、かねてより平成 5 年 3 月 19 日社援施第 39 号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」により行われているところであり、新たに会計基準を適用した場合においても、本部会計（本部経理区分）への繰入等その取扱いについて変わるものではないこと。

2 減価償却費及び国庫補助金等特別積立金取崩しについて

措置費等支弁対象施設については、当該施設に係る土地、建物については、従来と同様に本部経理区分に計上することとなるが、この場合においても適正に計算された減価償却費を当該施設経理区分の事業活動収支の部の支出と

して計上すること。

また、国庫補助金等特別積立金の取崩しについても、同様に経理するものとする。

なお、措置費から減価償却費相当額の積立預金等を将来の建物改築等のために積み立てることは、前述の取扱いにより認められないので、留意されたい。

3 運営費の引当金等について

従来より、将来発生が見込まれる経費に対処する財源として、人件費引当金、修繕引当金及び備品等購入引当金を貸借対照表の負債の部に計上してきたところであるが、会計基準においてはその性格を改め積立金として純資産の部に計上することとした。

ただし、貸借対照表が一本化されることにより、各施設毎の積立金の累計額が把握できないということのないよう、積立金についてはそれぞれの経理区分毎に把握できるよう明細表を作成する等の工夫をすること。

また、支払資金の残高についても同様に経理区分毎に管理すること。

なお、限度額等の考え方は従前の取扱いと何ら変わりはないことを、申し添える。

経理規定準則	会計基準
<ul style="list-style-type: none">・人件費引当金・修繕引当金・備品等購入引当金	<ul style="list-style-type: none">・人件費積立金・修繕積立金・備品等購入積立金

4 措置施設繰越特定預金について

措置施設繰越特定預金には、措置費等支弁対象施設における人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金の合計額を計上することとなる。

また、貸借対照表には、それぞれの額が明確になるよう、それぞれの内容を示す名称を付した中区分を設けて記載し、別個に管理すること。

5 勘定科目について

措置費等支弁対象施設の勘定科目については、会計基準に示した勘定科目に準拠して区分するものとし、法人において2つ以上の勘定科目を1つにまとめたり、1つを2つ以上の科目に再区分する等の補正をしないこと。

なお、施設の都合上、小区分を設けることは差し支えないものとする。

6 各種補助金収入の扱い

- (1) 社会福祉施設施設等整備費補助制度及び社会福祉施設等設備整備費補助制度による補助金は、本部経理区分の収入として経理すること。
- (2) 産休代替職員設置費補助制度等による補助金は、該当する施設経理区分の補助金収入として取り扱うこと。
- (3) 地方公共団体が独自に行っている補助制度による補助金については、当該補助金の交付目的等に従って次により取り扱うこと。
 - ア 施設整備費又は施設整備に属する補助金については、本部経理区分の収入とする。
 - イ 経常経費に属する補助金については、交付目的を勘案のうえ帰属する経理区分を決定し、当該経理区分の収入とする。
- (4) 民間補助事業による補助金についても前項に準じて取り扱う。

7 借入金の扱い

借入金に係る会計処理は、一旦本部経理区分に計上し、用途目的に従って各経理区分において経理を行うこと。

なお、施設整備等に係る借入金に係る収支は本部経理区分の収入または支出として計上すること。

8 建設積立金の扱い

建設積立金は、法人本部経理区分に帰属する資金から必要に応じて積み立てることとし、措置費等支弁対象施設の経理区分に計上してはならない。

9 引当金の扱い

会計基準第28条により計上される退職給与引当金繰入は本部経理区分の支出として計上すること。